

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」

議 事 録

2017年2月23日

福岡リファレンス駅東ビル 会議室D

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成29年2月23日（木）13:00～15:00

場 所：福岡リファレンス駅東ビル 会議室D

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）人権の尊重とその実質化について
- （2）SDGs実施指針について
- （3）日本のODAにおけるジェンダー視点の主流化について

3. 協議事項

- （1）SDGs実施 地域ステークホルダーとの連携について
- （2）モザンビーク「ナカラ経済回廊開発」とガバナンス・人権

4. 閉会挨拶

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

それでは時間になりましたので、第3回 ODA 政策協議会を始めたいと思います。本日司会を務めます、ODA 改革ネットワーク九州の原と、民間援助連携室の酒井課長補佐とで進行させていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

最初に4点ありまして、注意点申し上げます。一点目は、これは逐語で記録されて、その後外務省のホームページに掲載されますのでその旨ご了承ください。発言はご所属とお名前を言われてからの発言をお願いします。このあと別の会議も入っていますので、時間のこともありますので、ご発言は簡潔にお願いいたします。最後に NGO 福岡ネットワークの方で、写真を少し撮らせていただきますので、難しいという人は私か後で事務局の方の本田まで伝えますので、その場合は使いませんので、よろしくお願いいたします。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

それでは初めに、外務省を代表しまして、牛尾滋国際協力局参事官・NGO 担当大使より冒頭の挨拶をよろしくお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

外務省国際協力局参事官の牛尾でございます。皆さま、私は、前回、福岡でODA政策協議会を開催した際に出席しておりまして、福岡で開催されるのは平成21年以来だと思いますが、いつも本当にお世話になっております。最初に、今回こういう会を開催していただいた福岡の皆さまには感謝申し上げたいと思っております。まず今回の会議にあたって、一つ指摘しておきたいのは、バングラの事件以来、我々は国際協力事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しているという認識を持っていることです。南スーダンについても援助関係者が国外退避しております。昨年8月末に発出された国際協力事業安全対策会議の最終報告に基づいて具体的な安全対策の実施に取り組んでいる所ですが、国際協力事業者の安全を確保しつつ開発協力をやって行かなければならないという認識です。

NGO の関係者の皆さまとも、公式非公式色々な形で、今後も引き続き密接に意見交換をして必要な措置をとって行くということかと思えます。

また、今回大きな話題になっているのは SDGs でございます。SDGs は NGO の皆さまにも2回の円卓会議に出席して頂いていますが、昨年12月にSDGs実施のための指針、「SDGs実施指針」を決定し、国内実施と国際協力をバランスよく行わなければならないということで取り組んでいます。NGO の皆さまには一層の協力を賜れば有難いと思っています。我々は NGO は我が国が国際協力を進める上でなくてはならない不可欠なパートナーという認識を持っていますので、改めてその大前提に言及させていただきます。これらの議題につき、有益な議論をしたく、また、さらにパートナー関係が充実するように率直な意見交換をしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

ありがとうございました。早速ではございますが、報告事項に移らせて頂きたいと思います。報告事項の一、「人権の尊重と実質化について」、言論・表現の自由を守る会の垣内様よろしくをお願いいたします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会）

言論・表現の自由を守る会の垣内でございます。事務局長です。今回人権の尊重とその実質化についてという議題案で提案させていただきます。今回、先ほど牛尾さんの方からバンングラデシュの事に触れられましたけど、私どもは12年に国連経済社会理事会にNGO 特別協議資格をプロジェクトピースとして提案し協議資格を取得いたしまして、それからずっと国際会議に参加しています。そういう中でずっと提案もさせていただき、こういう ODA 政策協議会でもご提案させていただいたのですが、なかなか具体化は難しかったわけですね。そういう中であの事件を機にやはりみなさんと共有をして、そしてきちんと具体的な前進を勝ち取らなければと思いましたので、共有化も含めて提案させていただきたいと思っております。

とりわけ今年元旦から、日本政府は4期目の人権理事国になりました。そして現在、人権理事会は10周年、3月14日までが10周年です。昨年12月18日でようやく日本政府は、国連加盟承認されて60年を迎えました。11年間、国連が創設されてから加盟を認められなかったというこの経過。そして今、日本がどういう位置にあるのか。そしてこの日本国が憲法98条第二項にもとづいて遵守義務が課せられている、日本が批准している人権条約。

この条約をほとんど ODA、外務省の担当の幹部の職員のみなさん、国会議員のみなさんかなりの部分でご存じないという事を、この間私も知る事となりましたので、是非今回、この国際人権条約、憲法98条で遵守義務を謳っている条約の中でも、憲法11条・13条そして97条で人類普遍の基本的な人権の尊重をうたっておりまして、それに基づく人権条約と人権保障のシステムについて ODA 関係者の皆様に周知することが急がれています。

世界人権宣言との関係、そして国連憲章との関係でも、やはりこれ（人権条約と人権保障のシステムを周知すること）は ODA 政策を実施する上でも極めて根幹となる課題だと思います。

日本政府は今年の11月には、UPR 審査という定期的普遍的審査も3回目の審査を受けます。私たちは2008年の第1回日本政府の審査の時から人権理事会レポートを出し、そしてそれぞれの人権条約機関の定期報告書審査に人権問題、特に言論表現の自由に関する問題をレポートにし、ロビーイングし、勧告をゲットしてまいりました。

そういう経過を踏まえて、みなさんのお手元に「改革迫られる日本の人権保障システム」という、2008年の人権規約第5回日本政府報告審査の抜粋ですけれども、国際人権規約は法的な拘束力を持つ世界人権憲章であるというページと、この時に出された勧告ですね、政府に対して出された勧告、とりわけ私たちは、このパラグラフ26『表現の自由と参政

権に対して課された、いかなる非合理的な法律をも破棄しなさい』、というこの勧告をゲットしました。

私どもも、こういった勧告が出るということ、具体的に「公職選挙法」や「国家公務員法」を名指しで「破棄しなさい」と勧告されるとは想定もしていなかったわけですが、この勧告をみて私どもも日本の人権状況を改めて理解しております。

そしてこの SDGs との関係でも、法の支配を実現する課題がありますけども、その中でやはり、個人通報制度を批准することによって、日本が批准している国際人権条約を裁判所がきちんと適応して人権救済をするという道に踏み出させるという重要性がここにあります。今申し上げた日本の UPR 審査、今年の 11 月に 3 回目が開かれ、審査を受けます。

この画期的な人権理事会のもとでの審査、ODA 関係のみなさんも人権条約の審査には理解されていると思いますが、この UPR 審査についてはまだよくご存じではありません。そういう中で外務省が 3 月末にヒヤリングも行う予定ですので、大変今回の福岡開催の本日の会合はタイムリーだと思っております。

関係者のみなさんが、この日本が批准している人権条約を正しく関係者が理解する事、そして勧告、日本国に対して出されている勧告を理解する事、さらに ODA や PKO 等支援国の人権状況がどういう状況なのかを理解したうえで、きちんとマッチしたものを提供して行くということが重要であるため、今回の提案をさせていただいたわけです。

そして今回の議題に関わる論点というところでは、ODA 政策協力に関わるものにとって、人権の尊重とその実質化は基本であり、途上国の人々の生存や暮らしに大きな影響を与えるという点で、また ODA・国際協力に関わる課題の多くが、人権人道上の問題を含みかつ喫緊の課題が求められているため、その重要度はきわめて高いのです。

そのため、ODA・国際協力に関わる政策決定や実施に関わるみなさんに対して、セクターや立場を問わず、少なくとも日本政府が批准済みの人権に関わる条約と勧告及び国際的な取り決め等について周知をし、その趣旨を十分に理解する機会を提供するべきであるという考えであります。

それに対しての外務省のご見解をお聞かせください。

2 点目は、ODA・国際協力の関係者の皆さんに対し、対象国の人権状況や人権に関わる条約の批准状況、国際的な取り決めの締結・履行状況についても、様々な開発課題やその背景あるいは包含する人権人道上の問題の解決のために、日本国憲法と人類普遍的人権の保証している人権条約人権条項を示し、その内容を ODA・国際協力に関わるものに対して周知、理解される機会が提供されるべきだと考えております。外務省としては如何お考えでしょうか。

この 1. 2 については、セクターや立場を問わず日本の政府の責任に於いて、広く ODA と国際協力関係者全てに機会を提供するべきだと考えておりますが如何でしょうか。そしてこの趣旨に当てはまると考えられる、すでに取り組まれている既存の取り組みがございましたら紹介して頂きたいと思っております。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

垣内様有難うございました。それでは牛尾大使、今のご発言に対して回答いただけますでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

国際協力局参事官の牛尾でございます。

まず、我々の立場を申しますと、とにかく開発協力大綱ができましたので、この中に当然のことながら開発途上国の民主化の定着、法の支配及び人権の尊重を促進する観点で ODA をやっていかないといけないことが書いてあります。要するに、ODA を行うにあたっては、援助対象国の民主化、法の支配、基本的人権の状況を見て、適切な援助を行いたいと言うことです。

人権条約の各委員会による勧告の内容はすでに外務省のホームページにも出ていますし、自由に閲覧できる状況になっており、また、ODA の対象国の人権状況、人権諸条約の締結状況についても国連人権高等弁務官事務所のホームページを見ればいつでもわかる状況になっていて、誰でもアクセスすれば必要な情報は得られるようになっています。さらに日本国の政府の責任によって ODA・国際協力関係者に機会提供の観点から、これ以上どうしたら良いのかについては、有効な手段があるのであれば是非ご教示いただきたいと考えます。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

有難うございました。NGO 側からこれについてコメント、短かくですがコメントなり発言があればお願い致します。

●垣内（言論・表現の自由を守る会）

私一言よろしいでしょうか。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい。

●垣内（言論・表現の自由を守る会）

有難うございます。本当にホームページを見ればわかることなのかもしれませんが、実際にはほとんど周知されていない事が現状でして、そして少なくともバングラデシュで被害に遭ったみなさんが派遣される前に、バングラデシュというのはどういう人権状況なのかについて少なくともも知っていたならば、ああいう行動、あのお店に入ったのでしょうかと私は考えた訳でございます。

ですので是非、この基本的なことが牛尾さんにとっては周知の事実なのかも知れませんが、ODA にたずさわっている多くのみなさんが、ご存じないということをご理解いただきまして、日を改めて是非この取り組みの具体化を図る ODA 関係者の会合なり、どういう形・名前が良いのかわかりませんが、是非事務局で相談して取り組んでいただきたいと思います。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

有難うございます。では今の件について牛尾大使の方から何か反応はありますでしょうか。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい有難うございます。それでは続いて報告事項の二「SDGs 実施指針について」、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの大野さん、宜しくお願いします。

●大野（(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGs 市民社会ネットワーク）

有難うございます。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの大野でございます。

本日は、SDGs 市民社会ネットワークの進行役として質問させていただいています、宜しくお願いします。

まずいつも申し上げていることですが、SDGs 実施指針に関しまして、市民社会の議論のプロセスへの市民社会への参加を有難うございました。お礼申し上げたいと思います。その上で12月22日に無事公表されました実施指針についていくつかご質問差し上げたいと思います。議題案に関してはすでにお送りしておりますので、私の方からは極々簡単にポイントだけを申し上げたいと思います。こちらの議題案の5番のAの方から順番に。

まず一点目です。今回採択されました実施指針について、せっかく福岡或いは九州の地域の方々のご参加が有りますので、是非、実施指針についての内容をご共有頂ければと思います。特に、SDGs の実施指針が出来て、SDGs そのものが実施の段階に入った今、どのように日本の国際協力・ODA 政策が変化したか或いは変化して行くのかにつきましてご説明頂ければと思います。特に市民社会としては、「誰一人取り残さない」という SDGs の実施指針の原則に基づき、データの取集が必要かなと考えております。そちらについてもコメントを頂けると幸いです。

2 番ですが、SDGs ターゲット 16.10 には、基本的自由を保障するとありますけれども、先ほどから出ているバングラデシュの事件につきまして、市民活動は支援の届かない層の人に対し、リスクを十分に認識しながら支援を展開するわけけれども、そうした NGO の活動に対して、様々な制約が課されてしまう事が懸念しているところです。こちらにつきましても SDGs 目標 16 の観点から、外務省様のご意見をお聞きできればと思います。

3 番目ですが開発資金に関しましても、実施指針の付表において、2 点具体的施策が記載さ

れておりますが、もう少し何か資金拠出の増大に向けた取り組みが必要ではないかと思っている所がありまして、その点につきましてもお聞きできればと思います。

続きましてイの部分ですが、配布資料の「具体的な推進案」には、1. 国際保健 2. 難民および難民受け入れ支援、3. 女性の活躍推進と言うことで3点発表されましたが、こちらの支援策について具体的に資金の使徒についてご説明頂ければと思います。

ウにつきましては、実施指針が策定され、今後 SDGs 実施の為の予算についてどのように確保されるのか、最後にエですが、今年7月の国際ハイレベルフォーラムで日本政府として自主レビューに参加して頂けると言う事で本当に有難うございます。市民社会からも感謝申し上げます。本レビューに関しまして現在どのように準備プロセスが進んでいらっしゃるのか、そのプロセスにおいて市民社会の参画の機会と言うのはどのような形で設けられる予定なのかについても是非お聞かせいただければと思います。以上です。有難うございます。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

大野様有難うございました。いくつかご質問いただいております状況でございますので、牛尾参事官、回答をお願い致します。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

SDGs 前後でどのように日本の国際協力 ODA が変化したのか、今後どのように変化するのかという点については 2030 アジェンダ採択前に、開発協力大綱が決定していて、この開発協力大綱にほとんど SDGs は反映されていると考えています。従って、この大綱に従うとの方針は変わっていません。実施指針もできたので、ODA 事業については常に SDGs という視点を入れて案件形成をしていくことで、これは JICA も含めて、相当徹底されていると思います。これからどういう案件ができるのかによって、どれくらい予算案を振るのか決まてきますので、まだ始まったばかりですが、とにかく SDGs という視点を入れることとなります。そういう意味では、開発協力白書、今年はまだ出ておりませんが、SDGs を最初に持っていくことを予定しております。SDGs の主流化には力を入れてきております。

ガバナンス強化の為の支援とデータに基づく支援というのは是非必要で、統計分野の技術支援を相当実施しているのですが、さらに事業のインパクト、正確な計測の為に、ベースラインの把握データの収集、適切なモニタリング実施或いは事業の成果等によるエビデンスに基づく提言の強化を図っていきたいと考えています。私もコンゴの大使をしていた経験に照らしても、データがないと、とにかく政策の話にはならず、これについては対処する必要があると考えています。テロの話については、冒頭申し上げた国際協力事業安全対策会議の最終報告にありますけれども、NGO がその専門性を活かして地元密着型の活動を行っている事が日本の国際協力の極めて重要な側面の一つであると認識しており、他方、外務省および JICA が事業者 NGO の職員の安全を守る事は、日本国家としての任務で

あります。その両方を活かすように、最大限可能な措置を取るという事で、実際色々な形ですでに NGO の方たちとは議論させて頂いています。種々の NGO との会合で申し上げていますが、NGO の活動の特殊性或いは NGO によって自主的な安全対策が行われていることには留意しています。他方、国には国の責任があることも事実でございまして、それをどうやって調整するのかということかと思えます。その中で憲法上の自由権の関係も、その方針で対応したいと思えますし、個別に NGO の方々と相談をしていきたいという方針に変わりはありません。安全の話から一概に活動の自由を損なうという事は避けるよう、我々は考えているということを明言させて頂きたいという事です。

国際保健の話ですが、これは昨年の国際保健 G7 サミットで感染症対策の為の国際機関へのグローバルファンドや GAVI に 11 億ドルの貢献策を示したわけですが、その中の 3.5 億ドルの支援を補正予算で手当てしました。総理の表明とは関係ないですが、女性の保健或いはポリオ対策についての 0.7 億ドルの支援の表明に関しても補正で手当しました。

難民及び難民受け入れ国に対する支援は難民及び移民に関する国連サミットの時に 28 億ドルの貢献策と言うのを発表しましたが、これも 5 億ドル分を補正で手当しました。サブサハラアフリカ、中東における人材育成、社会安定化支援の為の経費です。さらに今も問題になっていますけれども、シリア情勢等で近縁する国内避難民の支援が重点になっており、南北スーダンの話も含まれています。

3 番目ですが、女性の活躍推進、女性の権利の尊重・能力の発揮、リーダー向上、発揮を重点分野として 2018 年までに総額約 30 億ドル以上を実施すると、昨年の 12 月 WAW！及び SDGs 推進本部で表明しました。具体的には女性に配慮したインフラの整備、科学技術、理系女（リケジョ）を作る女子教育支援、或いは紛争予防、平和構築、防災における意思決定過程の女性の参画でございます。

最後は国連のハイレベル政治フォーラムの話は我々としても積極的に出て行きたいと考えています。今のところは、そういうことで検討始めていますけれども、是非市民参加の皆さんの参加も含めて、このプロセスでどうすべきかを協議して行きたいと思っています。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい。ご回答有難うございます。NGO 側から。

●大野（（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGs 市民社会ネットワーク）

すいませんが、再び私の方から。有難うございました。一点だけウの質問ですけれども資金開発資金の展開もそうですが、SDGs 実施のための様々な予算と言うのは、具体的に例えば今まで通り省庁から挙がってくるものと言うものなのか、それとも何か例えば一億総活躍とか働き方対策といった、予算組みがどうなっているのかわかりませんが、例えば推進本部として戦略として SDGs 予算にこのぐらいのものをやりますと言う風に出すとか、推

定上の話で申し訳ないのですが、具体的にどういった SDGs 主流化の為の予算の確保がなされるのか、今可能な範囲の中でも教えて頂ければと思います。宜しくお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

現状日本の省庁は縦割りです。だから推進本部が出来ている訳ですけども、取り敢えず既存の各省の予算の中で SDGs に予算を付けて行くことになるかと思います。したがって、SDGs 向けの新規の予算措置はいまだ取られていません。特に積極的な省庁とかは良くご存じかと思いますが、外務省、環境省、文部省あたりは比較的積極的と言えます。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

有難うございます。NGO 側からよろしいでしょうか。はい。

●定松（国際協力 NGO センター）

国際協力 NGO センター・JANIC の定松です。私の方からこちら一つ具体的な提案をさせて頂きたいと思います。コメントしたいポイントは今議論したアの①の所です。誰ひとり取り残さない人間安全確保のための ODA に資する事ですが、この中で誰も取り残さないと言う風に言った時にこれは非常に ODA だけの話しではありませんが、ここは ODA 政策協議会なので取りあえずは ODA に絞ります。日本の ODA 案件を実施した結果に於いてですね、それが本当に格差の縮小に繋がるのかどうかと言うことをきちんと検証していく仕組みとすることを作って行かないと、今までのようなやり方だけでやっても縮まらないし、逆に NGO 側として懸念しているのは民間資金の導入或いは市場経済の原理と言うものを用いて国の開発を進めていく中で、当然その市場にアクセスできない人たちは取り残されていく傾向にあるので、そういった民間資金の導入に頼れば頼るほどそのリスクは高まると思います。そうならないような仕組みをどう作っていくかと言うことは ODA 政策の中で SDGs において非常に重要になっていくのではないかと思います。

具体的な提案として私が申し上げたいのは、ODA 評価項目の中に衡平性・格差の縮小、そういったものを入れてですね、それをきちんとモニターして行くと言う仕組みを作って行ったら如何でしょうかと言う事と、そういった事について外務省がやはり ODA 政策のリーダーシップを取ると言う事がきわめて重要と言う風に感じます。その点でやはりひとつ憂慮しているのは、この前出ました JICA の SDGs ポジションペーパーここに於いてはこの不平等の是正と言うことを唱っているゴールの 10 番、こちらが優先ゴールになっていません。ですので、このままやっていると意識しない形で実施されていくのではないかと。このあたりやはり ODA 政策の政策を決めている外務省と言う形で、そこは是非力を入れてそこを見ていくと、そしてその案件についてそれをちゃんとフォローして行く仕組みを作りたいと言う提案とお願いです。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

定松様有難うございました。今の問題提起について牛尾大使の方から何かコメントありますでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

我々の中では相当、もう 5.6 年、格差の問題は大きいと認識してきました。LLDC という非援助国もそうですけども、特に格差が激しいのは中所得国だとの認識は高まっていて、その結果、無償支援協力の仕組みに於いて、世銀の一人当たり GDP2,850 以下との基準を取り払いました。格差の話は相当認識をされていて、それについては格差を埋める時には円借款なりではなくて、最初に矢面に立たされたのは無償資金協力として、原則所得の基準を取り払っていく。これを通じて何を言いたいのかと言うと、格差と言う話は相当認識していますよということです。

ご提案になった、モニタリングその他については、これはおっしゃる通り、入れていかないといけないと考えています。特に無償を担当している人々は、そういう認識を持つ、と言う事です。JICA の方に書いてない事に関しては、私は JICA を全部みている訳ではありませんが、外務省の中ではすでにそういう認識はあって、モニタリングのシステムを作っていくと言う事に関しては、極めて建設的なご提案だと思って具体化して頑張っていくと思います。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

有難うございます。他に NGO 側から。はい。

●谷山（国際協力 NGO センター／日本ボランティアセンター）

JANIC の谷山といいます。牛尾さんのお答え、これまで私も国際協力安全対策会議にも参加したし、個別の会議でも何度かお話をさせていただいて、外務省側が NGO の特殊性・独立性を正しく理解していると言う風に私は理解していて、そういう意味においては今日発言して下さった、たとえその安全対策と言えども、一方的に活動を規制する事はしないで話し合うと言うスタンスを明確にして下さったことは高く評価いたします。

このゴール 16 と言うのは、私その NGO や市民社会組織に取っては根幹に関わる問題として、個別の意思を越えて NGO、CSO が活動できる環境が整えていく基本的な自由権を示しています。それが担保されてはじめて SDGs はそれぞれの様々なゴールが達成される、そういう位置づけだと私たちは捉えています。しかしながら、この中にテロ対策と言う事が書いてありますので、フリクションが起こります。これは難しい問題だとも思います。このフリクションを乗り越えるためには、テロ対策安全対策の為に市民的な自由権を規制しても良いと言う事ではなくて、まさに葛藤しながらどう乗り越えて行くのかという意味において、牛尾さんがおっしゃった対話を通して対応を考えていくところは堅持して頂ければ

と思います。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

有難うございます。この後は、報告事項三、協議事項一も SDGs に関することですので、よければこのまま日本の ODA における「ジェンダー視点の主流化」について織田さんの方から宜しくお願いします。

●織田（日本女性監視機構／（特活）北九州サステナビリティ研究所／SDGs 市民社会ネットワーク）

この機会を与えて下さいまして、ありがとうございます。私が申し上げたいのは、ジェンダー視点の主流化と言う事を具体的にどうするかと言う事でございます。すでに SDGs においても、また日本の SDGs 実施指針においても、さらに外務省の女性活躍推進開発戦略においてもジェンダー視点の主流化が重要である事が示されております。この認識においては争うものではなく、これをどうすすめるかという問題でございます。

質問は 4 点でございます。まず一つ目については、ODA の開発戦略や取り組み戦略がありますが、その中でジェンダー視点の主流化がどう図られているかについての質問でございます。2 番目は ODA の評価はこれまで行われておりますが、その中でジェンダー視点の主流化は弱いと言う事がすでに指摘されておりますので、これがどのように強化なされてきているのかと言う事。3 点目は、特に女性活躍推進開発戦略では開発協力における女性の主流化について、女性参画推進室および ODA ジェンダー担当官を通じて行くと書かれておりますが、これらの強化これはどのように行われているのか、特に人員の体制や予算も含めて教えて頂きたいと。4 番目は今後のモニタリングに関係するのですが、このジェンダー主流化について視点について ODA の評価をする予定があるかどうかについて伺いたい、以上が 4 つの質問でございます。

何故このような質問をするかと言いますと、この女性活躍推進とジェンダー平等—日本語では男女共同参画と言ったりしていますが—ジェンダー視点の主流化は違うと思うからです。これまで多くの所で女性を対象にした支援が行われたからそれで良いと言う事になりがちでございましたけども、そうではなくて、ジェンダー視点の主流化とはあらゆる開発戦略の中でそのジェンダーの視点がどのように含まれているかと言う事を検証する、またはそれを実施するものでございます。これまでそれが不十分だと言う事もすでに指摘されておりますので、今後具体的にどういう風に進めるか、特に書かれている女性参画推進室、ODA ジェンダー担当官とかの仕組の中で具体的にどのように行われるのかについて伺いたいと思います。

先ほど 4 つを挙げた時に申し損ねたのですけれども、実は、女性活躍推進開発戦略では、今まで好事例が少なかったことを踏まえて優良事例の収集や分析政策レベルで調査研究するという具体的な方策が示されております。とても素晴らしいと思います。この調査研究の中に NGO、NPO の市民社会のメンバーが参加するような形で評価を行う事が可能かどうか、

その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。
以上です。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

織田様有難うございます。では４点のご質問に対して牛尾参事官の方から回答をお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

一点目の女性の活躍推進の為の開発戦略以外の ODA の他の分野の戦略では、どのようなジェンダー主流化が図られているのかと言う点について、教育については、「平和と成長の為の学びの戦略」で女子教育を重点分野とし、防災について「仙台防災協力イニシアティブ」で女性の参画推進を基本方針の一つとし、保健分野では「平和と健康のための基本方針」で、母子保健や女性の健康方針にも力を入れています。インフラにおける平等の視点については、例えばインドのデリーの地下鉄事業で、成功例として、障害者に配慮したエスカレーター・エレベーター、防犯カメラまたは女性専用車、あるいは CO2 削減を導入したり、あるいは駅員乗務員を対象とした訓練を実施したり、安全で快適な公共施設・公共交通手段を整備することで女性の学校や選択肢を広げて女性の社会進出に貢献している例があります。26 年度の外務省の ODA の評価を受けてジェンダーの主流化に対する取り組みについては WAW！を毎年開催しています。3 回目の WAW！では、安倍総理大臣が途上国の女性たちの活躍を推進するため女性の開発戦略の重点分野に基づいて、2018 年までの 3 年間で総額約 30 億ドル以上の支援を行うと表明しました。また、G7 伊勢志摩サミットにおいて、G7 で女性を優先することを課題のひとつとして挙げていて、女性のエンパワーメントの礎として、女性の潜在力の開花、女性分野における活躍推進が重要であると述べており、特に理系分野における女性の活躍推進、女性平和安全保障に焦点を当てて女性の能力開発の為の G7 行動指針、或いは理系の女性キャリア促進のためのイニシアティブに合意しています。

体制については、女性参画推進室は女性の参画推進に関する外交課題について各部局にまたがる情報や知見を集約し、政策の企画調整を行うことで、外交政策に幅広くジェンダーの視点を反映させるように努めています。ODA におけるジェンダー主流化については、これまで通り、地球規模課題総括課が関係課と連携して ODA ジェンダー担当官との連携強化も含め、国際協力局として取り組んでいくというのが実態でございます。さらに、周知徹底を図ると言う意味で、省内のジェンダー担当官と意識共有のため在外公館も含めて、ODA タスクセミナーなども時々開催しています。昨年 5 月には外務省関係各課、JICA ジェンダー専門家、民間企業と大学を呼び、JICA 海外事務所をテレビ中継で繋ぎ、ジェンダー主流化に関するセミナーを開催しています。これも今後とも随時開催していく予定です。また ODA 評価では、ODA の管理改善及び国民への説明責任を目的に、実施件数の制約の有

る中で評価案件の重要性、タイミング、地域・分野バランス等に考慮しつつ、政策・プログラムレベルの評価を実施しています。残念ながらジェンダー関連では「女性の活躍推進のための開発戦略」は去年できたばかりで、評価を実施する適切なタイミングではありません。但し、いずれは評価の実施を検討したいという認識は持っています。分野横断的な評価については、現時点での実施は未定ですが、おっしゃっていた通りジェンダーに特化した分野についての評価に限らず、他の ODA 評価についても可能な限りジェンダーの評価を取り入れることについては、認識していますし、認識にもとづいて行います。ODA 評価の実施にあたって、評価チームには、ジェンダー配慮が行われたのかについては、可能な限り評価に盛り込む形としたいと考えています。

調査の報告研究等に市民社会のメンバーが参加できるのかについては、これは一般競争入札でありますのでそれに応募していただければ、いいものであれば参加できるという事でございまして、現に「ODA における PDCA サイクルの評価」等については市民社会のメンバーが評価チームの一員として参加していると言う実績もございます。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

NGO 側からお願い致します。

●織田（日本女性監視機構／（特活）北九州サステナビリティ研究所／SDGs 市民社会ネットワーク）

各項目に渡りまして詳細にご回答いただきましてありがとうございます。一点、もう一度確認しておきたいと思うのですが、このジェンダー視点の主流化と言うのは女性を対象にした事業に限らなくてすべての分野に関わると言う事は再々申し上げておりますので、いろんな他分野の戦略の中で、ジェンダー視点をもう一度強化して頂きたいと思います。先ほど評価の所で、そういう所では認識していますとおっしゃって頂きましたので確かだと思いますけれども、具体的な事例になりますとどうしても女性を対象にしたプロジェクトと言うのが挙がってきがちですが、そうではなくて、例えば色々なインフラ事業でもジェンダー視点が必要だと言う事を、再三これは互いに確認しないと、つい忘れがちになるものですので是非お願いしたいと思います。

あとは、これを推進するための体制として、すでに ODA ジェンダー担当官の人を対象にセミナーなどをなさっているとのことでございますけれども、こういうことを是非定期的にさせていただきたいし、どういう成果が挙げているかと言う事も開示していただければ、私共も知る事ができてより安心になるのではないかと考えております。最後の質問の評価事業への NGO、NPO の参加についてですが、入札制度を取っているので応募して下さればと言うご回答で、そうかもしれませんが、国がジェンダーの主流化を重視しているのであれば、ただ通り一片の枠組みの中でやったらいいですよということだけでは本当に重視してやっているのかなと思います。もう少し何かより積極的な方策を考えて頂くとうろしいのではないかと思います。今の所以上です。有難うございました。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

織田様有難うございました。今のご発言に対して牛尾参事官の方から何かございますか。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

このジェンダーの話、難しいのは女性に特化した案件を作るのが難しく、実態を言うとジェンダー視点を入れる開発事業の方が正直言って先行しています。日本の ODA については女性に特化した案件の方が私は少ないのではないかと考えております。

●織田（日本女性監視機構／（特活）北九州サステナビリティ研究所／SDGs 市民社会ネットワーク）

色々な事例は数少ないのを選んでらっしゃるのだとは思いますが、女性を対象にしたプロジェクトの話が多いものですから、ついそんな印象を持ってしまいました。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

それでは、続いて協議事項に移ります。協議事項の一「SDGs 実施における地域ステークホルダーとの連携について」、NGO 福岡ネットワークの本田さんよろしく願いいたします。

●本田（（特活）NGO 福岡ネットワーク）

NGO 福岡ネットワークの本田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はこのような機会を与えてくださりましてありがとうございます。私の方からは、議題「SDGs 実施における地域ステークホルダーとの連携について」問題提起させていただきたいと考えております。

まず議題の背景ですが、資料をご覧になりながら聞いていただきたいのですが、今日開催している福岡や九州の地域の中でも SDGs の国内実施というものが徐々にではありますが、認知されてきている状況があるかと考えております。昨年 12 月には日本政府の SDGs 実施指針が公表されたということで、都市部だけでなく地域の住民や NGO の視点も重視していることは、地域で活動している国際協力 NGO としても有難く高く評価しているところです。一方で、実施指針に添付された「SDGs を達成するための具体的施策」には、必ずしも地域の NGO の問題提起や政策提言を反映するための具体的施策が確認できませんでした。さらに、各地域の中間支援組織や現場型の NGO においては、十分に SDGs の視点を周知できているとは言えないかと考えております。そこで今後 SDGs を達成、認知、周知させていくためにも外務省と NGO の間でどのような連携の可能性があるのかを考える時間になればと考えております。

具体的に私の方からは 5 つお聞きしたいことがございます。まず一つ目ですが、SDGs は国際的なアジェンダであることはもちろんですが、同時に日本国内での達成が重要であると考えています。特に福岡や九州などでの SDGs の達成、認知度向上が重要であります。SDGs

のことを知らずに、生活困窮者の支援、独居老人の支援や、障害者支援、環境保全などの活動に取り組んでいくこともあり得るかと思いますが、やはり SDGs の認知を高めた上で、国際的なアジェンダであることを知った上で世界的に推進していくという視点を持つのでは、より支援の取り組み方や取り組む意識も、取り組んだ成果も変わってくると考えております。地域での周知というものが 2030 年までに達成させるために必要であると考えていますので、外務省としてどのように地域での SDGs の認知の拡大や、深化を進めていく予定であるかをお聞かせいただければと思います。

二点目ですが、周知にあたっては、私たち NGO 福岡ネットワークなどが、様々な啓発活動を実施しております。例えば、FUNN では、毎月 1 回事務所で、NGO 活動や ODA 事業などについて気軽に学ぶ「倶楽部 FUNN」という事業の開催や、国際協力や世界事情について学び「NGO カレッジ」という事業などを実施しております。これらの事業の中で SDGs をテーマとして取り上げることも多くあります。市民に対する草の根の啓発事業ではありますが、細々でも、地道に周知活動に取り組んでいるところです。こうした私たちの団体だけでなく、地域で地道に取り組む NGO や中間支援組織の取り組みを、外務省として支援していくことが可能かということをお聞きしたいと思っております。

三つ目ですが、SDGs 推進円卓会議に関するものでございまして、地域からの問題提起や、提言を取り込んでいくことが重要だと考えています。円卓会議に関連し、各地域での説明会や公聴会、パブリック・コメント、地域からの円卓会議への参加、オブザーバー参加などが可能であるかということをお聞きしたいと思っております。地域からの意見や参加というものをどのように吸い上げるのか、その視点をぜひお聞かせいただければと思っております。

四番目ですが、民間援助連携室の所管事業として NGO 相談員制度がありますが、当団体も委託を受けて、NGO 関係者や市民から国際協力に関する様々な相談に応じています。この相談員の受託団体からの提案に基づいて、SDGs の周知や経験共有の取り組みなどを支援することが可能かお聞きしたいと思っております。

最後ですが、地域の NPO・NGO との連携に向けた具体的施策について、検討中のものがあれば教えていただけますと幸いです。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

本田様ありがとうございました。ではただ今のご質問に対して、牛尾参事官から回答をお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

国際協力局参事官の牛尾でございます。一番目から順を追ってお答えしたいと思います。地方自治体を始め、地域のステークホルダーとの連携強化は当局としても重視しております。全国自治会や市町村会、関心のある自治体との間で意見交換を行っております。具体

的な例としては一月に横浜市で開催された日経社会イノベーションフォーラムで、SDGs がテーマとされて、外務省から相星地球規模課題審議官が参加し、政府の取り組みを説明したり、あるいは自治体や企業との間で意見交換を行っています。したがって横浜ですが地方でやっているイベントにも参加しています。今後も、地方でのイベントには我々としては積極的に参加していきたいと思っております。

さらに外務省としても今後、地方でご説明をする機会を積極的に検討したいと考えております。最近の傾向としては、国会議員の先生が個人的に講演会をやってみないかという話が出ています。何件かそういう話が出ています。ジェンダーについても説明会を開催したいから人を出してくれ、説明してくれという話は出てきているのが今の実態です。

二番目ですけれども、各地域のネットワークで SDGs の開発教育事業との連携が重要であるというご指摘については同意するものでして、こういうものは外務省として評価するものであり、奨励したいということです。呼んでいただければ必ず人は出します。出張という形になるかと思いますが、ぜひご協力させていただきたいと思っております。

三番目は、可能な範囲で出来る限り、地方での意見交換を実施させていただきたいと考えています。パブリック・コメントは、新たに行う予定はございません。ただ円卓会議の構成メンバーも人数の制約や全体のバランスも考慮して決定した経緯があったので、オブザーバーとしての参加は得ていませんが、結果はホームページで見いただければ分かるかと思っております。ただ今後、円卓会議にオブザーバー参加を募るかについては議論しますので、それを見ただけであればと思います。繰り返しですが、地域の説明会については積極的に行うつもりですので、開発協力大綱を作った時を基準として、それ以上にやっこうという感じでございます。そのように認識していただければと思っております。

あと、NGO 相談員制度ですが、ODA 広報の業務にあたるのかということですが、この制度を利用して SDGs の周知を図ることを支援することは可能でございます。ご利用していただければと思っております。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい、ありがとうございます。本田さんの方から、もしくは福岡の方。名古屋や関西からも来ていると思いますので、これに関してご意見があれば出していただきたいと思います。

●本田（（特活）NGO 福岡ネットワーク）

NGO 福岡ネットワークの本田です。ありがとうございました。かなり具体的な話になりますが、地域との連携や中間支援組織との連携、NGO との連携によって SDGs を推進していくことが重要であるという認識を持っているということで、感謝申し上げます。横浜の事例や円卓会議の地域開催を検討されるということだが、私たちから働きかけることで実現が可能になるのか、一歩進むのかということを確認させていただければと思います。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

では今のご質問に対する回答をお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

地道にやっていくつもりですので、規模に関わらず呼んでいただければ、どこでもという姿勢でございます。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

他にありますか。

●定松（国際協力 NGO センター）

はい、国際協力 NGO センター JANIC の定松でございます。私の方からは、外務省と NGO、JICA 含めてのコメントになりますが、この議題の提案を考えた際に、私は必ずしも ODA と NGO だけの連携という枠組みで考えない方が良いかと思っています。SDGs というのは国際協力や開発の共通言語として作ったという意義が大きいと思います。特に地域ベースでやる場合には、もちろん ODA も非常に重要なアクターではあるが、ODA の枠組みの中で政府だけではなく企業、中小企業、自治体、大学、こういったところと NGO がマルチに連携することを推進していく、ODA 実施機関と NGO 双方が実施していくことが良いかと思っています。単純化していえば、企業が持っているのは技術力、自治体が持つのは制度化、大学はデータ、収集と分析、そして私たち NGO が強いのは現場の地域社会の理解と住民参加です。その強みをどう組み合わせる SDGs にマルチセクターで貢献できるかということを考えていくことが良いのではないかと思います。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

ありがとうございます。コメントが他にあればお願いします。

●加藤（（特活）関西 NGO 協議会）

関西 NGO 協議会の加藤です。私も関西地域、住んでいるのは京都で仕事しているのは大阪ですけれども、関西地域から参りましたので、地域の視点からコメントさせていただきたいと思います。正直な話、市民社会の中でも SDGs という新しい枠組みが出てきて、地域の中では、ここは国際協力に関わる NGO が集まって外務省や JICA と話しているが、地域に戻りますと、やはり国内で、他の分野で取り組む NGO・NPO の皆さんと親しく緊密に活動することが多くなります。ただ、これまで分野を超えた連携というのは同じ市民社会の中でもあるようでない。狭い地域の中でもお互いのことを知らないとか。実は、お互い課題を突き合わせてみると、結構繋がりがあったりだとか、なかなか日本の地域社会の暮らしの

生活体験と遠いとされてきたことも、国際課題と繋がりがあることが見えてきたり。SDGsを通じて、同じ市民社会でも新しいパートナーシップや協働のあり方として模索できるのではないかとことを考え始めていて、私たちも正直、本田さんが出された論点のオの部分に関しては、私たちも何か関西地域の中で新しいモデルが作れないかと取り組んでいる状況であります。

ただ一方で、こうした話は、事業を作り出せばいいということだけでは物事が先に進まないこともありまして、同じ市民社会の中でもこういうものをどのように進めていくのかという、ある意味政策レベルの議論や、継続的に議論できるプラットフォームというものを、地域レベルで、同じ市民社会の中、自治体や企業を入れたマルチセクターの中で持っていけないと、政策プラットフォームということに関西でも言っている。そういうものを持って、継続的に議論しながら政策レベルにフィードバックし、現場で、地域で、世界でいろんなケースがあるものをデータにしてフィードバックするものがないと、なかなか新しい実効性のあるパートナーシップが出来ないと思っています。

先日1月10日に、環境省とNGOがこのNGO・外務省定期協議会を手本にして、これから定期協議を作っていくためのパイロット版をやって、私も呼ばれて行ったが、実はそこで環境省とNGOが、気候変動やSDGsという分野で地方自治体が推進していく時にどういうところに予算付けを頑張ってしていけばいいのかと議論になった時に、図らずも環境省からもNGOからも、環境部局だけにお金をつけていても意味がないと。横串の課題なので、自治体でいえば政策部など政策の総合調整をしていく部局、市民活動を推進する部局にもお金をつけて、政策を調整したり推進したりみんなで議論をするにもお金をつけないといけないという話をしていたのが印象的でした。これは市民社会においても同じことで、マルチセクターで議論するときもそうですが、市民社会の中でもみんなでそれぞれの分野で活動してきたものをみんなで議論して、どういう政策立てを地域の中で作って行って、ある種の地域版SDGsのようなものを組んで、その中で実効性のあるパートナーシップであるとか、活動・事業を作り出していくことが必要だと思います。そういうことで言うと、なかなか今既存である政府各省庁で持っておられるスキーム、自治体のお金の出し方であるとか、そういう活動になじむものが少ないというのが正直私たちとしては悩ましい。環境省さんが所管をされている地球環境基金さんがプラットフォーム助成を持っておられるので、国際協力が主眼の団体だがあれを活用させていただく場面も増えてきています。非常に心苦しいなと感じつつも、環境NGOと一緒にしながら地域の中でそういうものができないかとやっています。

そういうところにも地域レベルでもコストをかけていけると、SDGsを地域で取り組むことには必要だということを共有させていただきたいと思いました。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はいありがとうございます。西井さんお願いいたします。

●西井（（特活）名古屋 NGO センター）

名古屋 NGO センターの西井です。名古屋を中心とする地域の動きを紹介させてもらおうかと思います。昨年、伊勢志摩でサミットが開かれ、それを機に市民社会の方でも市民サミットを開催し、そのテーマの中にも SDGs が含まれていました。市民社会組織に関わる人の限りでは SDGs という言葉の認知度はあるが、一旦そこを離れて普通の市民住民の立場になるとまだまだ SDGs という言葉は何だろうか。カタカナ言葉ということで、なじみが薄いだろうと思います。それをこの実施指針の中で、多様な地縁組織も重要なステークホルダーとうたっているの、そこまで広めていく必要があるかと思っています。それにおいては、私たち NGO や NPO が地域に密着した形でやっていくための知見なりを大いに有していると思いますし、そのための努力もしていく必要があるかと思っています。先程定松さんから、ODA に限らずと、この場が ODA 政策協議会なので ODA になるが、ODA だけを見ては不十分だろうという話がありましたが、私もそのように思います。幅広く捉えていかないと SDGs は今後 15 年かけて実施していくには、様々な分野での取り組みが重要であるし、それにあたっての資金的な手当ても必要になると思います。幸い、牛尾さんから積極的に外務省からも地域の説明会等に参加していきたいと、呼んでいただければという声もありましたが、お呼びしたいと思いますし、外務省の方も呼ばれなくても出ていくという様な姿勢も持っていただいたらよいと思います。予算もしっかりつけていただいて、こういうことをやりたいので事務局を担ってもらえないだろうかという声掛けをしてもらえると外務省を呼びやすくなります。それについてもご検討いただけたらと思います。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。司会ですが、一言だけコメントさせていただけたらと思います。2000 年の初頭に ODA 大綱の見直しということで福岡でもパブリック・コメントを、コンサルテーションをさせていただいたのですが、その際に公聴会なのか説明会なのか協議会なのかを時間かけて説明させていただきました。説明会を外務省はしたいというが、こちらにも意見を言いたいという福岡の意見があったため、外務省が出て行かれる際に地域、地域でどういう形でやるかは少し丁寧に、公聴会なのか説明会なのかというのはお話していただいて開催していただくにより実りあるものになるかと思っています。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

定松様、加藤様、西井様、原様ご意見ありがとうございました。何か牛尾参事官からありますでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

まさにおっしゃる通りのことで、みなさんと認識は全く同じだなと思ひまして、外務省だけにとらわれてはいけないなということと、国内の話もあるので外側の皆さんも含めて話さない絵に描いた餅になると考えています。プラットフォームつくるべきというのはおっしゃる通りだと思います。とりあえずやれることは何でもやりたいと思っていますので、理想の形ではなくても我々としても積極的に出てきたいという風に考えていますので、呼んで頂ければということと、こちらでも色々お声掛けをしてやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい、ありがとうございます。加藤さんどうぞ。

●加藤（（特活）関西 NGO 協議会）

関西 NGO 協議会の加藤です。そういった政策プラットフォーム、話し合いの場ももちろんですが、特に市民社会においてはそこで活動するための資金の問題は非常に大きいと思います。なかなか日本の省庁というか日本社会全体ですね、ある種縦割りで縦割りごとにお金がついてくる仕組みがあるが、市民社会は枠を超えて活動することに意義があり、また SDGs の場合、特にそうした動き方が求められてくるという中で、枠の中からお金を取ってくるということで、その中で活動することが非常に難しいということがあり苦労しています。一方で、地域の中では福岡県の隣の佐賀県で、佐賀未来創造基金さんとか、私が住む京都府では京都地域創造基金という形で、元々はコミュニティ財団という市民社会の資金需要を満たすということで様々な方が出資してできた財団、基金がありまして、そこにうまく自治体からの補助金であるとか企業や一般市民からの寄付、あるいはクラウドファンディング、そうしたいろんなレベルの資金供給の仕組みで上手く切れ目なく連携させまして、様々な市民社会の、しかも分野を超えた動き方にマッチした形で分野を越えてお金を出して行く仕組みが少しずつできている。丁度、新しい公共に前後する形で出てきている。こうしたものにぜひ全国レベルの、省庁レベルの持っている資金供給のスキームを上手くマッチングさせながら、できれば首都圏中心ではなく地域の色々な着目すべき取り組みがあれば上手くマッチングさせる形で、外務省が持っておられる資金供給のスキームを組み合わせで地域の面白い取り組みに資金が供給されるような、私共知恵を出していきますので、取り組んでいただきたいなということを一言申し上げたいと思います。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

協議事項の二、モザンビーク「ナカラ経済回廊開発」とガバナンス・人権、ADB 福岡 NGO フォーラムの楠原さん、よろしくお願いいたします。

●楠原（ADB 福岡 NGO フォーラム）

アジア開発銀行福岡 NGO フォーラムの楠原圭子です、本日はこのような機会を与えていただきありがとうございます。本件については、アジア開発銀行福岡 NGO フォーラムと日本国際ボランティアセンター、アフリカ日本協議会の共同の提案です。

こちら、モザンビークの件の詳細は、議案書のほうに詳しく書いておりますのでご覧いただければと思います。わたしどもアジア開発銀行福岡 NGO フォーラムと申しますのは、ADB や ODA の開発の案件、それによって引き起こされる開発の問題について、そこその年数取り組んできたわけですが、専従、専門家のスタッフはおりません。また、アフリカの事例についても経験が多いというわけではありませんので、今回の提案、私からの発言につきましては、むしろ地方の、一般市民の目線からお伺いしている、という点をご理解いただければと思います。

前回、福岡で外務省の定期協議会を開催したのは 2009 年だったと思います。その 2009 年の際に提案いたしました議題の中に、カンボジアの国道 1 号線の問題がありました。その 2009 年以前にもありましたし、その後もずっと、特にアジア地域における開発の問題、ダムの問題などが多いのですけれども、途切れることはありません。今回、改めてこのモザンビークの、アフリカの問題を見直しまして、大変、虚しいというか、寂しい思いがいたします。基本的な問題の構造はほとんど同じです。

モザンビークのこの問題については、マスタープランが長い時間とお金をかけて作られています。これは、これまでの様々なアジア地域における失敗や教訓などを踏まえて、まずマスタープランの策定をきっちりやっていこう、と考えられてのことだと理解しています。しかしながら、このマスタープランの中でもリスクの分析などは不十分な点があるのではないかとということと、汚職の問題が見過ごされている、という点を懸念しています。アジア地域における問題も同様で、汚職の問題、環境破壊の問題、人権侵害の問題ということがこれまでも多々取り上げられていました。そのたびに様々な解決策を考えてきたわけですが、一旦起こってしまった問題を元通りに戻す最善の方法はなかなか見つかりません。解決されない問題がそのままずるずると引き続いて、いつの間にかその地域の住民が暮らしていけなくなった、という事例の方が多いように思います。今回は、このナカラ経済回廊開発の問題は、まだ実際には開発は行われていない段階ですので、今の時点で見直せば防げる問題は多々あると考えています。

また、そう多くはないのですが、私たちの経験から言いまして、開発で引き起こされる問題の一つで、コミュニティ、地域の共同体の破壊が開発によって引き起こされる、という事例をいくつか見て参りました。このコミュニティがどれほど重要なものか、ということは外国に限らず日本の国内でもつい最近の自然災害によって、東日本大震災や熊本の地震とか、こういうことで地域共同体が破壊され、失われてしまったことによって混乱が起こった、或いは地域共同体があることによって復興や再生が可能になった、という事例を、中央ではない地域で活動する私たちは特に身近に知っています。ですから、このモザンビークの問題でも地域の共同体を守る、壊さないという方法を十分考えていただきたいと思います。

っています。当然、その他にも債務の問題や武力衝突の問題は見過ごせない大きな問題であるということは言うまでもないことです。

そこで、質問が大きく 5 項目ございます。まず、PEDEC のマスタープランは 2015 年 4 月に完成していますが、公開されたのは昨年末、2016 年末です。この理由としてモザンビークの国内での閣僚会議の採択を待っていた、と聞いています。これに関して日本政府としてはこのプランをどう評価しているのか、またこのプランについては私どもの分析では不十分な点も多いと考えていますが、プランの策定のやり直しの可能性はあるのか、ということ、またこのプランの中で日本が協力する予定になっている事業について具体的に教えていただきたいと思います。現在は未定ということであれば、それはいつ頃、どのような形で決められるのか、ということをお伺いしたいと思います。

2 番目に、PEDEC のマスタープランが完成した後の現地社会との共有についてですが、いつ、どのような形で共有がなされたのか、ナカラ回廊で最大数を占めるとされる、プランにも書かれている対象 5 州の小農の組織、各州の農民連合に完成されたプランが提供されているのか、されているのならば、いつどのような方法によってどの団体になされたのか、まだ、ということであれば、なぜなされていないのか、その理由を教えていただきたいと思います。

次に、現在、ナカラ回廊農業開発マスタープランのプロヴィジナル・ドラフトが発表されていますが、これと PEDEC のマスタープランとの関係がよくわかりません。以前は、PEDEC マスタープランの農業部分はプロサバンナのマスタープランに譲るという説明がなされていましたが、これが変更になった理由は何でしょうか。また、同じナカラ回廊の農業開発に関するマスタープランである PEDEC マスタープランは、プロサバンナ事業のマスタープランに関する協議の中でどのようにモザンビーク社会に紹介され、協議の俎上に乗せられるのか教えていただきたいと思います。また、プロサバンナのマスタープランと PEDEC の当該農業・資源マスタープランは内容に大きな違いがあり、矛盾する点さえあるように思いますが、同じ地域を対象とする農業政策のマスタープランとしてどちらがどのように優先されるのか、確認したいと思います。

次に、モザンビーク政府の汚職やガバナンスの悪化により諸外国の中には 2014 年から財政支援を停止している国もあり、IMF は 2016 年 4 月から融資を凍結しています。しかし、日本政府は積極的にモザンビークへの円借款・無償援助を続けています。むしろ、その額はスキャンダルが発覚してから増えています。これを受けて、次の質問をいたします。日本として円借款や巨額の無償支援について、同様の措置を取る、ということを検討しなかったのか、しなかった、ということであれば、なぜなのか、検討はしたが決行した、ということなのでしょう。また、この積極的な援助の理由があれば、教えていただきたいと思います。また、財務省と NGO の定期協議会では、IMF 融資凍結の問題を受けて円借款を止めている状態であるという報告が財務省からありました。外務省が巨額の無償援助を行う理由がわからない、ということも聞いていますが、日本の ODA 供与基準が省庁によって

違いがあるように思われますが、これはなぜでしょうか。また、援助協調に基づいて他のドナーと行っている調整について具体的に教えていただきたいと思います。また、すでにモザンビークはデフォルト状態ですし、国際的に債務持続性が危険視されているわけですが、この点について日本政府はどのような見解をお持ちなのでしょうか。

5 番目ですが、これらの援助を供与する前に、和平・ガバナンス・民主主義・人権の状況などについて把握するのは当然のことと思いますが、どのような留意点に基づき、現地の状況把握をどのような手法で行ってきたのか、またそれを踏まえて誰がどのような議論のもとにこれを決定したのかという点について教えていただきたいと思います。質問が多くて恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

楠原様、ありがとうございます。では牛尾参事官から回答をお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

時間が限られているので、PEDEC の内容についての説明は省略して、ご質問にお答えするという形としたいと思います。

PEDEC のマスタープランに関するご質問については以下の通りです。PEDEC のマスタープランは、広くステークホルダーと意見交換をして取りまとめられ、モザンビーク政府による閣議承認のプロセスを経ていることから、モザンビークの開発ニーズに合致した計画であると認識しています。これはもうモザンビーク政府が策定したマスタープランで、我々の手からは離れています、という意味です。特に、先ほどご説明した通り、環境と調和し、貧困のない、平和で経済的に繁栄した、平等かつ持続可能な地域の実現を将来ビジョンに掲げ、開発で生じうる社会問題および環境問題や社会的弱者や遠隔地域への配慮を含む、地域全体に渡るインクルーシブな開発を全体開発戦略のひとつとして明示している点を我が国としては評価しています。もう 1 回、次また繰り返しになりますけれども、マスタープランはモザンビークの閣議承認を経た文書であり、モザンビーク政府の開発計画であることから、戦略の実施や策定し直しの要否などに関する判断はモザンビーク政府が行うものと理解しています。いずれにしても個々の事業が実施される場合にはこうしたビジョン・戦略に沿って実施されるべきものと考えます。これは我が国が支援する場合の原則です。ナカラ回廊における協力について、日本政府として様々な角度から検討しているところですが、現時点で日本の協力が新規に確定している事業はありません。だからどれをやるというのはまだ決めていません。日本政府として協力実施の妥当性を個別に検討していく。これが（１）に対するお答えです。

（２）のマスタープランはいつどのような形で、シェアされているか、誰にそのプランは提供されているのか、については、これはモザンビーク政府の開発戦略ですので、一義的にはモザンビーク政府が共有すべき話であるというのが要旨になりますが、公式の答え

は、完成後のマスタープランはモザンビークの閣議承認を受け、モザンビーク政府の開発計画となっており、その共有については一義的にはモザンビーク政府が対応するものと認識しています。ただし、JICA ウェブサイトに掲載し、広く一般の方々がアクセスできるようにはしている、ということです。

4 番目、ナカラ回廊農業開発マスタープランのプロヴィジョナル・ドラフトが発表されていますが、これと PEDEC のマスタープラン、農業および資源のためのナカラ回廊広域物流網の強化に関する戦略的マスタープランとの関係が不明だということで、三つご質問があるかと思えます。PEDEC とプロサバンナのマスタープラン農業部門は同じという認識を示されているかと思えますが、それに対するお答えは、PEDEC とはナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクトのことを指し、これにより作成されたマスタープランはナカラ回廊経済開発戦略です。PEDEC は開発調査型技術協力プロジェクトであり、ご指摘の農業および資源のためのナカラ回廊広域物流網の強化に関する戦略的マスタープランは、同開発調査の一環として特定テーマについて深掘りした分析レポートであり、PEDEC のマスタープランそのものではなく、あくまでその付属文書です。ナカラ回廊経済開発戦略 PEDEC マスタープランの内容は JICA のホームページで公開されている PEDEC の本編あるいは要約編を参照していただきたいと思えます。PEDEC の中に、要するに農業及び資源のためのナカラ回廊広域物流網の強化に関する戦略プランがあって、その中の一環として特定テーマについて深掘りされたレポートで、これはマスタープランそのものではない、PEDEC のマスタープランではない、ということであります。PEDEC のマスタープラン自体は農業開発分野に特化したものではなく、経済インフラ社会サービス等の幅広い分野を網羅する包括的な内容であるのみならず、もう 1 回言います、PEDEC のマスタープラン自体は農業開発分野に特化したものではなく経済インフラ社会サービス等の幅広い分野を網羅する包括的な内容であるのに対し、プロサバンナ事業で作成中のマスタープランは農業開発分野のみを対象としています。また PEDEC マスタープランは広く北部地域全体を対象としているのに対し、プロサバンナ事業のマスタープランはナンプラ、ニアッサ、ザンベジア州のみを対象としています。要は、PEDEC のマスタープランの農業部分はもっと地域も広いということです。PEDEC マスタープランは、各州の農業連合も参加したステークホルダー会合の結果を反映して作成されたものと承知しています。プロサバンナ事業のマスタープランはモザンビーク政府の開発計画である PEDEC マスタープランと整合するよう、モザンビーク政府が必要な調整を行うと承知しています。なお、PEDEC マスタープランにも小農重視や土地の権利保護、環境への配慮等が明記されており、双方の基本的な理念、戦略に矛盾はないと承知しております。

モザンビーク政府の汚職やガバナンスの悪化により、諸外国の中に 2014 年から財政支援を停止している国もある一方、IMF は 2016 年 4 月から融資を凍結しているのに、日本は財政支援とか、円借款とか無償援助をしているが、それはどういうことなのか、というご質問です。円借款を止めているのに外務省は巨額の無償援助をやっているのはなぜか、

他ドナーとの調整はやっているのかに対するお答えですが、そもそも日本は財政支援はやっていません。これはなぜかという、援助協調のパリ合意というのがあって、共通バスケット型のカウントがあって、そこにお金を出してくれ、ということなのですが、それに日本は参加していないので財政支援はやっていません。諸外国が停止した財政支援は、日本は当初から実施していません。従ってご質問にある同様の措置、つまり財政支援の停止については検討しませんでした。なお、財政支援は特に使途を定めずに、被供与国政府の国庫に資金を拠出するものであり、供与した資金の使途が追跡しにくく、非開示債務問題の発覚によりモザンビーク政府の財政の透明性に疑義が生じたことから各国は財政支援を停止したものと思われます。我々は参加していないので事情は知りません。ただ、推測するにこうであろうということです。財政支援以外の無償資金協力はプロジェクトベースであり、プロジェクトの進捗にあわせて使途を確認しながら支出していくことが可能です。日本のみならず他の主要ドナーもプロジェクトベースの無償資金は継続していると承知しています。IMF が凍結した融資に関しては IMF が融資を凍結した 2016 年 4 月以降モザンビークの債務持続性に疑義が生じたため、日本も新規円借款の供与を見合わせており、したがって IMF と同様の措置を取っています。ということは、円借款は出ていません。以上でお伝えした通り、日本が他ドナーや IMF と比較して積極的であるという事実はないし、理由もないということでございます。ODA に関する財務省と外務省の判断基準についてのお答えですが円借款の供与にあたっては被供与国の債務持続性が重要な判断材料となります。現在、モザンビークの債務持続性には疑義が生じているため、円借款の新規供与は見合わせています。これは財務省のみならず外務省も同じ見解です。というのは、円借款については三省庁で協議して決める、外務省、財務省、内閣府の三省庁体制でやっていますので、こういう止める、止めないという大事な話については必ず協議をして同じ立場でやっています。一方、無償資金協力は被供与国から返済を求めないものであり、安定国の債務持続性に関わらず供与することが可能です。二国間関係や開発効果等の観点から供与の是非については判断しています。なお、供与にあたっては案件ごとに財務省とも協議しています。必ず、財務省のお金を出す時には財務省の主計局とは実行協議を行うという関係にあります。財務省が知らない、ということはありません。不適切な場合には、これはだめなんじゃないの、と財務省から言われます。また、他ドナーとの調整ですが、財政支援には参加していないのですがドナー会合には必ず大使館からも参加しているので、他ドナーと調整していないという事実はございません。債務持続性についてはおっしゃる通りで、IMF の支援パッケージ、あるいは見立て等々が固まらない限り円借款を出すか出さないかは検討にもならない、というのが我々の立場です。

それから、援助を供与する前に、和平、ガバナンス、民主主義、人権の状況などについて把握を行っていると考えますが、どのような留意点に基づき現状の状況把握をどのような手法で行ったか、それを踏まえて誰がどのような議論のもとにこれを決定したのか教えてほしい、とのご質問については、開発協力大綱では開発協力実施にあたり、途上国におけ

る民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払うこととしており、こうした趣旨を踏まえて協力を行っています。また、各事業の実施前の調査において、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づきプロジェクトの性質に応じた環境社会配慮が行われていることを確認しております。これはご存知の通り、NGO の方も委員に入っておられます。環境社会配慮の項目は多岐に渡り、人間の健康と安全、非自発的住民移転等の人口移動、雇用や生活手段等の地域経済、社会関係資本や地域の意思決定機関と社会組織、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と利益の分配における開発のプロセスの公平性、ジェンダー、子供の権利、地域における利害の対立を含んでいます。調査結果を踏まえて日本政府が協力実施の妥当性を検討し実施を決定しています。要は開発協力大綱をみると、先ほど最初にお話しになったような途上国における民主化、法の支配、基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払って、更に JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づいて妥当という結論が出ない限り、やれないようになっているということでございます。

以上、お答えでございます。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

はい、ありがとうございます。NGO の方から、楠原さんいかがですか。

●楠原（ADB 福岡 NGO フォーラム）

長い質問に丁寧にお答えいただきありがとうございます。今までも、こういうお答えに近いことを聞いた記憶があるのですが、現地政府が行っていることなので、現地政府の要求に従ってこのようなプランなどを実施する、提供する。要請主義、というようなことでこのプランの基本的なところは、もうすでにモザンビーク政府のものだから、というご回答だと思いますが、それが不備な場合、これに問題があると思われる場合はどうされるのでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO 担当大使）

要するに、作るときに不備な場合について、これはだめだよ、これはだめだよと何回も打ち合わせをして決めていますから、閣議承認する段階においては日本政府の合意のもとにできていると考えていただいて結構です。その後それを実施して不備が出てきた場合には、我々は、これはだめなのではないか、ということは言うかと思いますが、実施に至らない間に我々が言うことはない、ということです。

●谷山（国際協力 NGO センター／日本ボランティアセンター）

JVC・日本国際ボランティアセンターの谷山として発言いたします。コーディネーターの JANIC としてではなく、私もこのペーパーに責任がありますのでお聞きしますけれども、プロサバンナの問題で常に争点になっているのは、日本政府や JICA のいわゆる援助側、あ

るいは委託元側の責任、当事者性の問題ですね。今の時代は企業の責任において、サプライチェーンで委託元も、末端で起こっていることにも責任を負うというぐらい厳しくなっている中で、これは直接政府、あるいは第三者としてのコンサルタントとの関係において、JICA、あるいは日本政府が責任を持っています。技協ですから、当然その状況分析においてもいかにガバナンスに配慮した上で計画を実施していくかという観点においても当然それがインプットされた上で成果物となって出てくるので、その責任は逃れられないと思います。あとは、要はこれリスクマネジメントをどうとるか、というかなり深刻な問題の一例であって、歯止めが利かなくなる恐れがあります。ほんとうにODAはこの先どうなってしまうのか、ということをおぼろげとした思いで眺めざるを得ない事例の一つです。外務省、JICA、現場レベルで叩き上げてきた人間であれば、これは大変なリスクを生むだろうということは当然わかるはずです。ODAは20年、30年間のあいだNGOと対立のプロセスを経て、喧々諤々でやって、その後でリスクをどうやって共に見ていくかという関係になったはずです。NGOは現場の立場で、あるいは現地で接している住民の人権の問題、紛争の問題につながらないように主張します。外務省にとってもリスクですから、これは国益全体のリスクにもなるので、そこに一致点ができた時にどうやって事前にリスク回避するかという協議があべきだと思います。私たちもいろいろな情報を提供するし、外務省側も現場の事実の把握に基づいて止められるように、という歯止めが作られてきているはずだと思います。だから私たちは現場の立場ではあるけれども、外務省やODAのために言っているのだという立場はぜひご理解いただきたいのです。ですから、当事者性を回避してしまったらそのへんの議論ができなくなってしまうので、ぜひこれはリスクマネジメントの問題として取り上げていただきたい。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

谷山様、ありがとうございます。この点について何かコメント等あればお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局参事官・NGO担当大使）

まさに谷山さん個人が言われたことについては我々も高く評価するところでございまして、何回か、アドバイスを外務省として頂いております。谷山さんの視点も踏まえて、実際動いている部分もございます。ただ、日本政府もさんざん頭をひねらせて向こうがいやだと言うことも相当呑ませて作っているプランでございしますので、そこについては今の段階で修正というわけにはいかないというふうに考えています。これを進めるプロセスについては十分我々としても気を付けていきたいと考えているところです。例えば、集会のやり方とか時期等についてはアドバイスに従って動いていきたいと思っています。以上です。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

すみません。定刻になってしまいましたが、NGO 側から短くコメント等あれば最後にお受けしたいと思います。大丈夫ですか。外務省の方からも大丈夫ですか。ありがとうございます。最後に閉会挨拶ということで、NGO 福岡ネットワークの原田さんの方からよろしく願いいたします。

●原田（（特活）NGO 福岡ネットワーク）

NGO 福岡ネットワーク事務局長の原田でございます。本日このような会議をここ福岡の地で開催させていただきました事をここにまずは感謝申し上げます。有難うございます。私たち福岡の NGO にとってもなかなかこのような会議に参加、出席すると言う機会がなかなかありませんのでこのように福岡で開催させていただいたことは、福岡の NGO も会議に参加させていただく良い機会を与えていただいたと思います。みなさまの報告や協議事項を伺わせていただき大変勉強をさせて頂きました。

今回の会議の内容は SDGs についての内容であったかと思います。私たちは九州の中でやはり地域として東京、中央とは違うまた関西とも違う九州独特の地域性と言うものがあるかと思います。SDGs と言う横文字或いはカタカナと言うものをこのドアを開けて一歩出て地域に持って行った時には地域のみなさんには多分分からないし理解が出来ない難しいといった内容などがあるかと思います。そこを私たち中間支援組織 NGO 福岡ネットワークとしては地域の皆さんや NPO のみなさんにもその必要性や大切さをいかに分かり易くどのように理解をしていただくかが課題だとおもっています。今後はどう活動して行くかをここから考え地域での活動のスタートにしたいと思います。地域では今までは海を渡った外の事の活動を行っている認識があったかと思いますが SDGs をきっかけにしてそうではない海外の事だけではなく私たちの身近な問題、食べ物や着るものなどが海外と関係している事、日本が海外と繋がっている事を自分たちの身近な問題として考えられるように、これから私たちは活動を地域のみなさんにも広げていく役割がこれからあるのではないかとこの会議に参加させて頂きみなさまの会議のお話しを伺わせていただき思いました。

これから私たちは NPO、NGO と枠を取った関係として九州の地域として考え、SDGs と言った取り組みを今後努力して行きたいと思います。短い時間の中会議でしたが良い会議に出させて頂いたと思います。みなさま有難うございました。それではこれで閉会とさせて頂きます。

●原（ODA改革ネットワーク九州 世話人／NGO・ODA政策協議会コーディネーター）

原田さん、ありがとうございました。これを持ちまして、第3回 ODA 政策協議会を終わりたいと思います。みなさんありがとうございました。

以上